

令和2年度 確定給付企業年金監査（書面・実地）における具体的指摘事項について（抜粋）

| 項目 | 指摘事項 | 根拠条文等 |
|---------------|--|-------------------------|
| 基金の概況 | 確定給付企業年金法第21条に基づき、監事の選出は、代議員会の選挙により選定代議員及び互選代議員からそれぞれ一人を選出すること。 | 法第21条 |
| 基金組織の運営に関する事項 | 代議員会において、毎回同一議員の欠席者がいるため、代議員会の重要性を認識させるとともに、議員が出席しやすい開催日を選定すること。 | 事業運営基準 |
| | 確定給付企業年金法第22条第1項の規定において、理事長に事故があったとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定すること。 | 法第22条 |
| | 監事の監査結果について、確定給付企業年金法第22条第4項及び企業年金基金監事監査規程要綱に基づき、少なくとも年1回は代議員会に報告すること。 | 法第22条 企業年金基金監事監査規程要綱 |
| | 確定給付企業年金法第22条第4項及び企業年金基金監事監査規程要綱に基づき、基金は、監督官庁からの認可書、承認書、通知書その他の文書を監事に回付すること。 | 法第22条 企業年金基金監事監査規程要綱 |
| | 基金は、確定給付企業年金を実施するために特に設けられた法人であることから、基金の実情に応じて必要な内部統制を整備し、適宜見直しを行い、設立本来の目的を逸脱することなく、適切な運営に努めること。 | 事業運営基準 |
| | 切手について、受払簿を作成し、受・払の都度、複数名による相互確認を行い適切に管理すること。 | 事業運営基準 |
| | 実施事業所に係る掛金の調査及び決定について、調査及び決定決議書が作成されていないため、適正をはかること。 | 財務及び会計規程 |
| 資産運用に関する事項 | 確定給付企業年金法施行規則第83条第4項及び「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」により、運用指針を作成し、運用受託機関に対し交付すること。 | 施行規則第83条 |
| | 監査資料において政策的資産構成割合と〇年〇月現在の資産状況の構成割合に乖離があるため、年金資産運用の基本方針に基づき必要に応じて政策的資産構成割合を見直す等改善すること。 | 施行規則第84条 |
| 実施事業所等に関する事項 | 規約で引用する労働協約等を常に保管しておくこと。 | 事業運営基準 |
| | 規約で定める効力日現在の労働協約等に基づき、運用を行うこと。 | 事業運営基準 |
| 業務概況の周知に関する事項 | 加入者等に対し、業務概況を周知すること。 | 法第73条 |
| 加入者に関する事項 | 加入者の資格取得及び資格喪失に係る届出は、確定給付企業年金法施行規則第22条、第23条の規定に基づき、事業主から30日以内に必要事項を届け出させるよう周知するとともに、適正をはかること。 | 施行規則第22条、第23条 |
| | 確定給付企業年金法施行規則第23条の2の規定による届け出について、届出書に加入者の氏名の変更年月日を記載する欄がないので、改善すること。 | 施行規則第23条の2 |
| | 確定給付企業年金法施行規則第23条の3の規定による届け出について、届出書に受給権者の氏名及び住所の変更年月日を記載する欄がないので、改善すること。 | 施行規則第23条の3 |
| 年金給付に関する事項 | 裁定請求の際は、規約に基づき添付すべき書類を添付させること。 | 施行規則第33条 |
| その他 | 実施事業所の所在地が規約と監査資料とで相違しているため、必要な措置を講ずること。 | 法第7条 |
| | 資産管理運用機関等が規約と相違しているため、実態に基づき必要な措置を講ずること。 | 法第7条 |
| | 理事長の就退任（再任を含む）があった場合は、確定給付企業年金法施行規則第19条の規定に基づき、遅滞なく厚生局長に届け出ること。 | 施行規則第19条 |
| | 個人データを取り扱う従事者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。 | 個人情報保護法ガイドライン |